

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所
林木育種センター品種開発実施要領
－材質優良トドマツ品種－

26 森林林育第126号

平成27年1月8日

最終改正：平成29年3月30日（28森林林育第111号）

（目的）

第1条 本要領は、国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年12月22日法律第198号）第3条「研究所の目的」で定めるところの林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことを目的とした林木の優良な品種開発にあたり、その円滑で実効的な推進を図ることを目的とする。なお、本要領は、材質優良トドマツ品種の開発について、その実施方法を定めるものである。

（対象樹種）

第2条 本要領における材質優良品種開発の対象樹種は、トドマツとする。

（品種開発の方法）

第3条 本要領における材質優良品種開発は、下の各号に定めるものを母集団として、次代検定林等の試験地（以下「試験地」という。）において、候補系統の材質に関する特性調査によって行う。

- 一 精英樹選抜育種事業実施要領（昭和55年5月31日付け55林野造第82号）に定める、精英樹。
- 二 一と同等の基準で選ばれた、成長形質及び樹幹形に特に優れていて、病虫害の被害がない個体。

（特性調査）

第4条 本要領における材質に関する特性調査は、下の各号に定めるものとする。

- 一 樹高及び胸高直径
 - 二 胸高部の心材含水率（測定法が有効であることが既知である簡易測定法を用いることができる）。
- 2 第1項で定める特性調査は、原則として実験計画法に基づいて設計された試験地に植栽された植栽後20年以上経過した系統を対象とし、1系統あたり複数の繰り返し箇所でも複数の個体について行うこととする。調査に供する系統数は相対評価が十分可能な系統数とする。

（調査結果の取りまとめ）

第5条 第4条の特性調査の結果を、原則として育種区ごとに取りまとめ、樹高、胸高

直径及び胸高部の心材含水率の測定値（簡易測定法を用いた場合はその測定値）について系統ごとのそれぞれの代表値を算出する。

- 2 第1項で算出した樹高、胸高直径及び心材含水率の代表値を系統ごとの特性値とする（心材含水率について簡易測定法を用いて特性評価を行った場合は、測定値の代表値より心材含水率を算出して特性値とする）。
- 3 第2項で算出した樹高、胸高直径及び心材含水率に関する特性値について、平均値 μ 及び標準偏差 σ を計算し、樹高と胸高直径については下表の特性値（1）欄を用い、心材含水率については下表の特性値（2）欄を用いて5段階の評価を行う。心材含水率の評価値が4以上のもので、かつ樹高と胸高直径の評価値が3以上のものを材質優良トドマツ品種の評価対象系統とする。

評価値	特性値（1）	特性値（2）
5	+1.5 σ 以上	-1.5 σ 未満
4	+0.5 σ 以上、+1.5 σ 未満	-0.5 σ 以上、-0.5 σ 未満
3	-0.5 σ 以上、+0.5 σ 未満	-0.5 σ 以上、+0.5 σ 未満
2	-1.5 σ 以上、-0.5 σ 未満	+0.5 σ 以上、+1.5 σ 未満
1	-1.5 σ 未満	+1.5 σ 以上

- 4 材質優良トドマツ品種の評価対象系統について、特性表等の情報から各号を示す特性を確認する。
 - 一 幹曲り及び材の剛性に著しい欠点がないこと
 - 二 原則として種子生産性等の繁殖性に問題がないこと
 - 三 病虫害に脆弱ではないことが認められること
 - 四 その他特段の欠点のないこと

（開発品種の決定）

第6条 第4条と第5条に定める特性調査及び調査結果の取りまとめを行い、材質優良系統について、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター優良品種・技術評価委員会設置要領（平成21年5月13日付け21森林林育第37号）に基づいた申請を行い、同委員会によって評価基準を満たしていると評価されたものを開発品種として扱うものとする。

附則（平成27年1月8日 26森林林育第126号）

この要領は、平成27年1月8日から施行する。

附則（平成27年3月24日 26森林林育第126号）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成29年3月30日 28森林林育第111号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。